

すぐに発見できた場合には クーリング・オフ

【書面での通知の例】

訪問販売などで契約してしまつた場合、一定期間内であれば無条件で解除できる「クーリング・オフ」(頭を冷やす)という制度があります。

契約書面を受け取つた日から、**8日間以内**に書面で通知をします(いわゆるマルチ商法・内職商法は20日間)。

はがきを画面「P1」して、**簡易書留**にし、送付した証拠を残します(以下の記載例参照)。

クレジット契約があるときは、クレジット会社にも同様にはがきで通知します。

**もし、被害の発見がクーリング・オフ期間を過ぎ
ていても、おきりめないで、すぐに消費生活センター
(消費生活相談窓口)へ相談をしてください。**

契約解除通知

契約年月日 平成〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇〇〇〇〇

金額 〇〇〇〇〇円

販売会社名 〇〇〇〇株式会社

・右契約を解除し、

・支払つた〇〇〇〇円を返還して下さい。

・商品はすみやかにお引き取り下さい。

平成〇年〇月〇日

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇

郵便はがき

〇〇県〇〇市〇〇町

〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表者 様



書いてみよう!クーリングオフはがき

郵便はがき

50 nippon

宛先は業者。クレジット契約がある場合はクレジット会社にも。

通知する内容

契約年月日

契約した商品名

契約した金額

契約した業者

契約を解除する主旨

八ガキを記入した日

契約した本人の住所・氏名

業者の住所

幅広い 見守り体制の検討

**障害者の消費者トラブルを確実に消費生活
センターにつなぐためには、既存の相談機関の
連携が欠かせません。**

既存の相談機関

地域の福祉事務所、相談支援事業者、障害者の中核的支援機関等は、発生した消費者被害に関する一次相談窓口として重要な存在です。本人または発見した支援者等から相談を受けたら、消費者被害とその他の支援ニーズとに区分して、対応方針を決めます。

被害者を支える

消費者トラブルは、障害者の経済面だけでなく、日常生活面や就労面、心理面等にも大きな打撃を与えます。新たに派生した問題への対応や心理的支援を行いながら、消費者トラブル

の解決を図るためには、消費生活センターと既存の障害者相談機関等との連携が欠かせません。

新たなネットワーク

障害者の消費者トラブルを見逃さずに、確実に解決していくためには、ご本人、家族、近隣住民、既存の障害者関連機関等が、消費者トラブルが発生した場合の自分の役割を明確に知っておくことが重要です。障害者の支援ネットワークは地域によって特性があるため、それぞれの地域で消費者トラブルに取り組むための新たな連携方法と役割分担を確認しておきましょう。

日常の金銭管理や 財産管理のために

**金銭管理等に支援が必要な場合や、被害者
としての自覚がなく相談に結びつかない場合に
は、次のような制度の活用も検討しましょう。**

日常生活自立支援事業

判断に支援が必要な方に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、在宅で自立して地域生活を営めるように支援する制度です。地域の社会福祉協議会にご相談下さい。

成年後見制度

判断に支援が必要な方の、財産管理や身上監護に関する契約などの法律行為の援助を行う制度です。家庭裁判所へ申し立てることにより、後見人などを選任する「法定後見制度」と、判断能力が衰えたときに備えて、あらかじめ任意後見人を決め

公正証書による契約を行う「任意後見制度」があります。

このような制度は、それ単独では力を発揮することができません。既存の支援者・機関及び消費生活センター等との連携によって初めてトラブルの解決や再発防止への有効な力になるのです。

またこれらの制度活用は障害者の権利を制限する一面も持つているため、障害者を支援する長期的な見通しの中で、その活用を検討することが重要です。